

008	2001	事務事業名	後期高齢者医療保険料徴収事務	細事務事業名		公的関与	1
-----	------	-------	----------------	--------	--	------	---

PLAN	課名	保険年金課	係名	医療年金係	電話番号	089-964-4408	メールアドレス	hokennenkin@city.toon.ehime.jp					
	事業区分	経常的事務事業		事業運営方法	直営	実施計画	非該当	事業期間	年度 ~ 年度 期間設定なし				
	総合計画	政策目標	第2章 みんなが元気になる健康福祉のまち		政策項目	6 社会保障の充実		主要施策	(2) 国民健康保険事業の健全化				
	事業の対象	後期高齢者医療被保険者				根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律						
	事業の目的	最終的	愛媛県後期高齢者医療広域連合が賦課した保険料の収納率100%を目指します。			今年度	収納率100%に向けて適切な徴収の取り組みを実施します。						
	活動内容		後期高齢者医療保険料決定通知発送時にパンフレットによる保険料の納付について案内をします。				後期高齢者医療保険料未納者には市役所窓口にて納付相談や戸別訪問、電話による納付勧奨の実施、滞納者については差押など滞納処分を行います。						
			後期高齢者医療保険料普通徴収における口座振替を促進します。				後期高齢者医療保険料の過誤納については速やかに還付処理を行います。						
			後期高齢者医療保険料未納者に対して督促、催告状を定期的に送付します。										
	成果指標	指標名		計算式又は指標設定理由		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	最終目標			
		被保険者数	年度末被保険者数		人	目標	4,830	4,860	4,927				
			実績	4,831	4,918								
保険料徴収率		普通徴収現年度分		%	目標	100	100	100					
				実績	99	99							
保険料徴収率		保険料合計額		%	目標	100	100	100					
			実績	99	99								
DO	予算費目	会計	後期高齢者医療特別会計		費目名	総務			費				
	直接事業費		平成 24 年度決算	平成 25 年度決算	平成 26 年度予算	備考							
		国・県支出金	0 千円	0 千円	0 千円								
		地方債	0 千円	0 千円	0 千円								
		その他特定財源	946 千円	602 千円	1,413 千円								
		一般財源	0 千円	0 千円	0 千円								
		計(A)	946 千円	602 千円	1,413 千円								
	人件費(B)	正職員工数・経費	1.000 人	6,049 千円	1.000 人	6,094 千円	1.000 人	6,013 千円					
臨時職員工数・経費		0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円						
全体事業費(A+B)		6,995 千円		6,696 千円		7,426 千円							
一次評価者	医療年金係	総合評価点	A	必要性	4	有効性	4	達成度	3	効率性	4	今後の方向性	現状維持
項目	評価項目の説明（一次評価者のコメント）												
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第104条により市が保険料の徴収を実施することが定められています。身近な窓口である市が徴収を行うことにより、被保険者にとって制度に関する質問や納付相談がしやすくなり市民サービスの向上を図ることが出来ます。												
有効性	被保険者に制度を理解していただくための啓発を進めるとともに口座振替による納付勧奨、滞納者に対して電話催告、個別訪問による徴収を徹底することで収納率の向上を図ることが出来ます。												
達成度	未納者に対して督促状、催告状の送付や頻りに戸別訪問や電話による納付勧奨の実施、また滞納者に対しては滞納処分を行うことにより、県平均を上回る収納率を挙げています。												
効率性	窓口での納付相談や個別訪問による滞納整理等を行い、未納者には毎月督促状、年数回催告状等を送付しています。年々被保険者も増加しており従事人員、経費等コストを下げる余地はありません。												
当面の課題	平成20年度から施行された制度も市民の方々に定着し医療の確保と円滑な提供のため2年に1度保険料が見直されていますが、その度保険料が引き上げられており更に保険料の公平・公正な賦課の推進と適切で丁寧な説明を行い保険料納付への理解を求める必要があります。普通徴収では口座振替の推進を行い収納率の向上を図る必要があります。納付方法変更申出により特別徴収から普通徴収へ変更した被保険者が滞納となった場合に特別徴収へ切り替えの勧奨を行います。												
改革計画	75歳の年齢到達による新規資格取得者にパンフレット等で更に分かりやすい納付方法を周知します。年齢到達被保険者証交付時など随時、口座振替勧奨を強化します。保険料決定通知書・納付書発送時に納付方法の案内を行います。広報・ホームページに保険料納付方法等の記事を掲載します。希望する被保険者には嘱託徴収員による市税とあわせた徴収を行うとともに他に徴収を行っている担当者と連携を図り効率的な徴収事務を運営します。滞納者に対して催告や戸別訪問による納付指導、相談を強化し収納率の向上を図ります。悪質滞納者に対して滞納処分を実施します。												
二次評価者	保険年金課長	総合評価点	A	必要性	4	有効性	4	達成度	3	効率性	4	今後の方向性	現状維持
二次評価での指摘事項	後期高齢者医療に係る保険料の徴収は、制度開始当時は制度の理解が不足していたことなどから未集金が高額でしたが、最近はきめ細やかな納付相談や悪質滞納者に対する差押えなどの適正な徴収に努めたことから、収納率の向上に繋がっています。今後は、新規に加入した場合の特別徴収になるまでの間に未納となった者に対して早期に対応するなど、新規滞納者の減少に努めていきます。												